

事業継続応援特別支援金 Q & A

①対象者について

Q 個人事業主で米子市内に住んでいますが、事務所又は事業所（施設・店舗）が米子市外のみにある場合は対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 個人事業主で米子市外に住んでいますが、事務所又は事業所（施設・店舗）が米子市内にある場合は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 事務所又は事業所（施設・店舗）が米子市内にありますが、本社が米子市外にある場合は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 給付対象（不特定多数の来客、対面を要する業態）の具体例は？

A 以下のような店舗（一例）を想定しています。また、それらの店舗に反復継続して物品納入等の取引をしており事業運営に影響を受けた事業者も対象としています。

（一例）小売店、理美容店、ホテル、旅館、飲食店、マッサージ、整体、エステ、カラオケ店、スポーツジム、ゲームセンター等

Q 令和3年9月以降に創業した場合は対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて複数件の申請をすることはできますか？

A できません。法人または個人事業主単位（確定申告する単位）で申請してください。

Q 令和元年の売上高と比較して、令和2年と令和3年の両方の売上高が50%以上減少している必要がありますか？

A 両方が50%以上減少していることが給付要件です。

②売上の減少率について

Q 売上高とは別に不動産収入や雑所得がある場合、売上の減少率はどのように算出すればよいですか？

A 売上高（事業収入）のみで算出してください。

Q 米子市内だけでなく米子市外にも店舗を構えている場合、売上の減少率はどのように算出すればよいですか？

A 店舗ごとではなく、事業者ごとの売上高で判断します。米子市外の店舗等を含めた事業全体の売上高で算出して下さい。

Q 令和元年7月以降に事業を開始した場合でも対象になりますか？

A 次に掲げる売上高のいずれかと、令和3年7月から9月までのいずれか1ヵ月（対象月）を比較し、売上高が50パーセント以上減少していれば対象となります。

- ・開業月又はその翌月から令和元年12月までの間の月平均売上高
- ・開業月又はその翌月から令和2年12月までの間の月平均売上高
- ・開業月又はその翌月から対象月の前月までの間の月平均売上高

③申請書等への記入方法について

Q 申請書様式（ペーパー）はどこで入手できますか？

A 米子市役所第二庁舎4階の商工課窓口のほか、本庁舎1階総合案内に配架しております。

Q 申請書を書き損じました。どうやって訂正したら良いですか？

A 訂正箇所を二重線で消し、訂正印(代表者印)を押印してください。

Q 個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すれば良いですか？

A 申請者の居住地住所を記載してください。

Q 振込先口座は誰の名義のものでも良いですか？

A 口座名義は申請者名義と同一としてください。やむを得ない理由で不可能である場合はご相談ください。

④申請後提出後

Q 提出した申請書の内容に不備がなかったか、受付状況を確認したいのですが？

A 申請内容に不備がある場合は、市からご連絡いたします。迅速に給付手続きを実施するため、個別の確認はご遠慮くださいますようお願いいたします。

また、郵送した申請書が市に到着しているか確認されたい方は、あらかじめ簡易書留など追跡サービスが利用できる方法で発送いただき、当該サービスをもって確認いただきますようお願いいたします。

Q 申請は何度もできますか？

A できません。一度給付を受けられた方は、再度申請することはできません。

Q 給付金の振込名義は何ですか？

A「ヨナゴシオウエンキユウフ」です。

Q 申請から振込までどのくらいかかりますか？

A 申請内容に不備がない場合であれば、おおむね3～4週間で指定口座に振り込みます。